

四輪以上【乗用・営業用】の税率表

重課税率
新税率
グリーン化特別（軽課税率）

重課税率 動力源又は内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課税率の対象外です。

課税年度 初度検査年月	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度
平成24年3月以前	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
平成24年4月～平成25年3月	5,500円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
平成25年4月～平成26年3月	5,500円	5,500円	8,200円												
平成26年4月～平成27年3月	5,500円	5,500円	5,500円	8,200円											
平成27年4月～平成28年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円										
平成28年4月～平成29年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円									
平成29年4月～平成30年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円								
平成30年4月～平成31年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円							
平成31年4月～令和2年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円						
令和2年4月～令和3年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
令和3年4月～令和4年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
令和4年4月～令和5年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
令和5年4月～令和6年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円	8,200円	8,200円
令和6年4月～令和7年3月	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円	8,200円
令和6年4月～令和7年3月 【25%軽減】	5,200円 ※														
令和6年4月～令和7年3月 【50%軽減】	3,500円 ※	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円	8,200円
令和6年4月～令和7年3月 【75%軽減】	1,800円 ※														
令和7年4月～令和8年3月	6,900円 (4月1日取得)	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	8,200円
令和7年4月～令和8年3月 【50%軽減】	6,900円 ※	3,500円 ※													
令和7年4月～令和8年3月 【75%軽減】	6,900円 (4月1日取得)	1,800円 ※	6,900円	8,200円											

※ 軽自動車税のグリーン化特別（軽課）対象車両について、税率が軽減される年度は取得した年度の翌年度分になります。

・ 初度検査年月とは、車両番号（ナンバー）を取得するため軽自動車検査協会に初めて登録申請し受理された登録年月のことで、車検証（自動車検査証）に記載されています。

なお、中古車の場合は、最初のオーナーによる登録年月（初度検査年月）になります。

・ 平成15年10月14日より前に最初の新規検査を受けた車両については、「初度検査年」までしか記載がないため、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。

例：「平成15年」と記載されているものは「平成15年12月」